

都市計画変更の縦覧及び意見書について

1. 案件名

小樽都市計画 小樽築港駅周辺地区地区計画の変更（小樽市決定）

2. 縦覧期間

令和4年4月7日から令和4年4月20日まで

（告示年月日及び番号：令和4年4月6日付け小樽市告示第131号）

3. 縦覧場所

小樽市建設部庁舎2階 建設部都市計画課

4. 縦覧者

縦覧者総数：6名

5. 意見書

- ・ 提出期限：縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日まで
（令和4年4月27日まで）
- ・ 意見書受理件数：2件（※意見書の要旨一覧を参照）

■意見書の要旨一覧（小樽築港駅周辺地区地区計画の変更）

No.	意見の要旨
1	<p>現時点では医療・福祉・介護施設に係る具体的な内容が未決定であり、また、教育機関及び共同住宅の建設工事については今後具体的計画を立案するものと理解している。しかしながら、感染症及び風評問題、建設工事に伴う騒音・振動といった当施設にとって重大な懸念を払拭することができない。教育機関及び共同住宅の建設に関わる具体的詳細や懸念事項への具体的施策がなければ、当施設の収益機会への影響を十分に評価することができず、検討できる情報がない現段階では地区計画の変更について同意致しかねる。</p>
2	<ul style="list-style-type: none">・地区計画の変更提案に基づく都市計画案について推進を望む。今後推進していくうえで必要になると思われる、小樽市のリーダーシップと支援をお願いしたい。・地区計画の方針内容について、住民等がイメージしやすいように、具体的にわかりやすい掲示（説明）をしていただきたい。現段階では住民の関心は薄く、誤解もある。行政と地域住民で小樽築港駅周辺地区の未来図の内容が共有されることは、小樽市の未来を考えていくためにも必要な過程と思う。・土地利用に関する基本方針の5に「JR小樽築港駅を広域的集客の玄関口として整備するとともに、鉄道業務施設の整備を図る」とあるが、経年劣化によるエレベーターや渡り廊下の状態に不安を感じている地域住民が少なからずいる。その点についても考えていただきたい。

〔意見書に対する事務局の考え方〕

今回提出された2件の意見書内容から判断すると、原案どおり地区計画の変更を行っても支障ないものと考えます。